

北部大阪都市計画道路の変更（大阪府決定）

北部大阪都市計画道路中、3・3・203-19号三国塚口線を次のように変更する。

種別	名 称		位 置			区 域	構 造				備考
	番 号	路線名	起 点	終 点	主 な 経過地	延 長	構造 形式	車線 の数	幅員	地表式の区間における 鉄道等との交差の 構造	
幹線街路	3・3・203-19	三国塚口線	豊中市 庄内西 町五丁 目地内	豊中市 庄本町 一丁目 地内	豊中市 庄内幸 町五丁 目地内	約 1,520m	地表式	4 車線	27m	阪急電鉄神戸線と立 体交差 自動車専用道路と立 体交差 1 箇所 幹線街路と平面交差 3 箇所	

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理 由

北部大阪都市計画道路 3・3・203-19 号三国塚口線は、豊中市の庄内地区を横断し、国道 176 号から兵庫県境の旧猪名川までを結ぶ阪神間の広域幹線道路を構成する路線である。

本路線は、阪急電鉄神戸線を超える立体構造として計画していたが、鉄道事業者との協議の結果、本路線を平面構造とし、阪急電鉄神戸線を立体構造とすることとなった。よって、本案のとおり、本路線を平面構造とし、2 車線から 4 車線に変更するものである。



記号

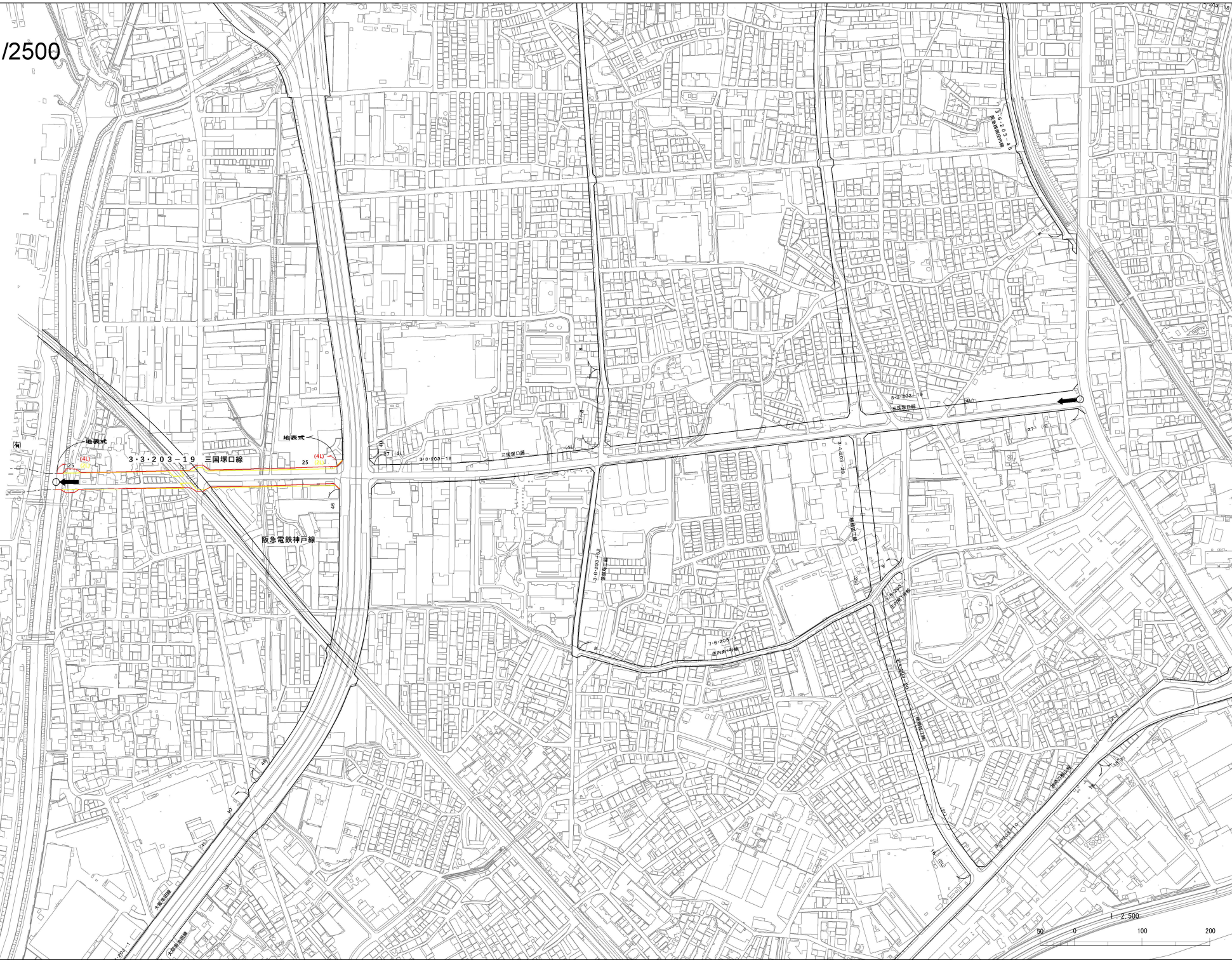
[illegible]

凡 例				
記号	説 明	幅(1/100)	縦深率	
	第1種低原住居専用用地	$\frac{10}{10}$	$\frac{10}{10}$	
	第2種低原住居専用用地	$\frac{10}{10}$	$\frac{10}{10}$	
	第1種中高原住居専用用地	$\frac{6}{10}$	$\frac{20}{10}$	
	第2種中高原住居専用用地	$\frac{6}{10}$	$\frac{20}{10}$	
用 途 地 域	第1種住居地域	$\frac{10}{10}$	$\frac{40}{10}$	
	第2種住居地域	$\frac{10}{10}$	$\frac{40}{10}$	
	近 隣 住 居 地 域	$\frac{10}{10}$	$\frac{40}{10}$	
	準 住 居 地 域	$\frac{8}{10}$	$\frac{50}{10}$	
	商 業 地 域	$\frac{8}{10}$	$\frac{50}{10}$	
	準工業地域	$\frac{8}{10}$	$\frac{50}{10}$	
	工業地域	$\frac{10}{10}$	$\frac{40}{10}$	
	無 指 定 地	$\frac{10}{10}$	$\frac{40}{10}$	
	1.5m			第1種住居専用地域等 北側道路に接する部分を除く
	道路に接する部分を除く 北側道路に接する部分を除く			
用 途 地 域	上 段 容 積 率		※容積率のない地域の 容積率は $\frac{20}{100}$ 以下	
	下 段 建 ぺ い 率			
	防 火 地 域			
	準 防 火 地 域			
	第1種高度地区			
	第2種高度地区			
	高度利用地区			
	境界線			道路、水路、鉄道等の境界、地物による境界 より境界線より20m以内(1/100)に1/100以内
	道路計画道路			
	都市高速鉄道			
公 園 の 他	公 園			
	緑 地			
	風 致 地 区	建ぺい率 1/100	40%	建ぺい率 1/100
	市街地開発事業			
	一団地の住宅施設			
	その他の都市施設			
	生産緑地地区			
	特別緑地保全地区			
	地区計画等			
	特別用途地区			
境 界	行政区域境界			※本項は全適用 可能区域は全適用

この図表に表示する区域・地域・地区界の境界線及び都市計画施設の位置については、おおむねの
現状を表現したものであり、詳しくは各市区町村の都市計画図等を都市計画課で確認して下さい。

構造系は平成14年国土交通省告示第9号の規定による第Ⅴ区構造系
 設計は簡易カルテッド図法
 材料は表示した各材料の強度はナット・ボルト準拠
 平面直角座標値は、材料割拠系に対応
 力率は1.0キログラム/平方
 図面に表示してある経緯度目標は3.0秒間隔
 高さの基準は東京湾の平均海面
 基本図と相照し、全要素は
 経緯度座標は、平面図と照合

A1 S=1/2500



凡 例	
	廃 止
	変 更